

子どもと新型コロナウイルス

担当 健康づくり課

☎046(2552)7225
☎046(2555)3550

◆子どもの新型コロナウイルス感染症とその特徴

子どもは感染しても症状が出ない、または症状が軽いことが多いと報告されていますが、大人と比べ低い割合ですが重症化する場合があります。

◆感染予防

子どもに対する特別な感染予防はありません。大人と同様、手洗い、手指消毒、密閉・密集・密接空間を避

◆予防接種

予防接種をする場合は、かかりつけ医などに相談の上、可能な限り予定通りに実施して下さい。

けるなどの感染予防を行ってください。また、子どもは家庭内で感染することが多いため、家族の感染予防を徹底しましょう。家庭内に感染の疑いがある方が居る場合は、別室で過ごすなど接触を避けて下さい。

◆受診の目安

次のような症状がある場合は速やかにかかりつけ医に連絡の上、受診してください。濃厚接触者や健康観察対象者の場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

●原因不明の発熱が続く
●呼吸が苦しそう
●水分や食事が摂れない
●ぐったりしている

※一般の医療機関や休日夜



間の救急診療所を受診しても、診断を確定する検査はできません。受診に迷う場合は、かかりつけ医にご相談ください。

◆相談先

帰国者・接触者相談センター
☎045(285)1015 (24時間受け付け)

県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル ☎045(285)0536 (午前9時～午後9時) ☎045(633)3770

厚生労働省電話相談窓口(コールセンター) ☎0120(565)653 (午前9時～午後9時) ☎03(3595)2756

誤ったごみ分別による火災にご注意を

担当 予防課

☎046(2556)2187
☎046(2555)3225

誤ったごみの分別によって起きた火災が全国的に増えています。リチウムイオン電池、ライター、ガスボンベ、スプレー缶などは正しい排出方法で廃棄などを行いましょ。

ごみの分別方法

○ライター 必ず使い切り、貯めずに燃やすごみとして排出

○リチウムイオン電池 メ

スカイアリーナ座間 夏期スポーツ教室

担当 スカイアリーナ座間

☎046(2555)0077
☎046(2555)1188

7～8月に開催するスポーツ教室は次の通りです。内容 エアロビクス(昼間・夜間)

○申込方法 電話で担当へ

※詳しくは、スカイアリーナ座間情報紙「エール」をご覧ください。

※市外在住者は申込日が異なります。



耐震改修などに伴う固定資産税(家屋)の減額

担当 固定資産税課

☎046(2552)8047
☎046(2555)3550

①耐震②バリアフリー③熱損失防止(省エネ)改修を行った家屋の固定資産税を次の通り減額します(①は②③と同時利用不可)。

●耐震基準に適合する費用が50万円を超えるもの
●昭和57年1月1日以前に建てられ、平成18年1月1日～令和4年3月31日に行った工事

○減額 翌年度分の税額の2分の1(上限120平方メートル)

○減額 翌年度分の税額の3分の1(上限100平方メートル)

長期優良住宅に対する固定資産税(家屋)の減額

担当 固定資産税課

☎046(2552)8047
☎046(2555)3550

長期にわたって良好な状態で使用するための構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

○要件 「住宅の種類」

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)～令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

○要件 「住宅の種類」長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)～令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

○要件 「住宅の種類」長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)～令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

○要件 「住宅の種類」長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)～令和4年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

○減額される範囲と税額

●新築された日から10年以上を経過した、65歳以上の方、要介護・要支援認定者、障がい者いづれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成19年4月1日～令和4年3月31日に行った工事

●自己負担が50万円を超えるもの

○申込方法 市役所2階固定資産税課で配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)、費用が分かるもの、改修工事証明書②は介護保険被保険者証または障害者手帳などの写しを工事完了後3カ月以内に直接担当へ

○申告方法 新築した年の翌年の1月31日までに、市役所2階固定資産税課で配布する申告書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、神奈川県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添えて直接担当へ

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額

○減額される範囲と税額